

NEWS *Club* COA

第87号

COLDEST

合同会社という選択肢

——日本でも増えている“合理的”な会社形態とは？

ファーマ行政書士事務所

くめ
栄

まさはる
昌治



2025年6月17日発行

合同会社という選択肢——日本でも増えている“合理的”な会社形態とは？

ビジネスの形は年々多様化しています。その中でも、特に近年注目されているのが「合同会社（LLC）」という会社形態です。あまりなじみがないという方もいらっしゃるかもしれませんが、実はAmazon JapanやApple Japanといった外資系企業もこの形態を採用しています。なぜ合同会社が選ばれるのか、その理由や特徴をわかりやすくご紹介します。

🔍 合同会社とは？

合同会社は、2006年の会社法改正で導入された比較的新しい会社形態です。

「会社」と聞くとまず「株式会社」を思い浮かべる方が多いかもしれませんが、合同会社はよりシンプルかつ柔軟な運営が可能で、近年では法人設立の選択肢として確実に広がっています。

合同会社の最大の特徴は、出資者＝経営者であるという点です。出資者がそのまま業務執行者となり、外部の株主や取締役にと左右されず、自分たちの方針で経営を進めることができます。

✨ なぜ外資系企業が合同会社を選ぶのか？

外資系企業が日本法人を立ち上げる際に、合同会社を選ぶケースが増えている理由には、以下のような事情があります：

- 意思決定が迅速にできる（本社の意向を反映しやすい）
- 利益配分の柔軟性が高く、親会社との契約が自由に設計できる
- 株主総会などの複雑な会社機関が不要
- 日本での法人格を得られるにもかかわらず、設立・維持コストが低い

日本においても合同会社は、「機動性」「効率性」「コストパフォーマンス」を求める法人にとって、理にかなった選択肢なのです。

国内企業にとっても魅力的
外資系に限らず、国内のスタートアップや専門職のグループなどでも合
同会社を選ぶ例は増えています。特に次のようなニーズにマッチしま
す：

- 少人数で経営したい
- 株主に縛られたくない
- 事業スピードを優先したい
- コストを抑えて法人化したい

株式会社に比べて設立手続きが簡易で、設立費用も安価。たとえば、定
款の公証人認証が不要なので、約5～6万円のコスト削減になります。

合同会社の基本事項まとめ

項目	内容
設立可能人数	1 人から可能
定款認証	不要（公証人不要）
決算公告	義務なし
出資者の責任	有限責任
利益配分	自由に設定可能
社名	「合同会社」の表記が必須（例：〇〇合同会社）

⚠️ 注意点

ただし、すべてのケースにおいて万能というわけではありません。以下のような場面では注意が必要です：

- 外部の株主や投資家を呼び込むことが難しい
- 社会的な認知度は、まだ株式会社ほど高くない
- M&AやIPOを前提とするスキームには不向き

そのため、将来的に上場を目指す場合や、大規模な資金調達を予定している事業には、株式会社の方が適している場合もあります。

✅ まとめ

合同会社は、「シンプルで効率的にビジネスを始めたい」というニーズに非常にマッチした制度です。設立のしやすさ、運営の柔軟さ、コスト面のメリットが大きく、特に少人数での事業や外資系の日本拠点、専門サービスを展開する事業体にとっては理想的な選択肢になり得ます。今後、さらにこの会社形態の活用が広がっていくと考えられます。法人設立を検討している方は、ぜひ一度「合同会社」という選択肢も視野に入れてみてはいかがでしょうか？

もし具体的なご質問やお困りのことがあれば、当事務所までお気軽にご相談ください。

薬事法務コンサルタント・行政書士 桑 昌治

ファーマ行政書士事務所

URL: <https://pharma-office.com/>